

別記様式第6号

足利市入札適正化委員会議事概要（平成30年度 第1回）

開催日及び場所	平成30年 7月27日（金） 午前10時00分～11時45分 足利市役所 第一委員会室	
委 員	末武 義崇 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 長壁 優子 委員	
審議対象期間	平成29年10月 1日～平成30年 3月31日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	1件	総契約件数 168件 一般競争入札 16件
公募型指名競争入札	0件	指名競争入札 148件
指名競争入札	3件	随意契約 4件
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>意見・質問と回答</p> <p>(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について</p> <p>■足利市の入札制度の概要について (事務局より説明)</p> <p>■発注工事、指名停止、談合情報、落札率一覧 (事務局より説明)</p> <p>●委員 指名競争入札の対象範囲について 5,000万円未満としているのに、指名業者数の基準に1億円以上の場合が定められているのはなぜか。</p> <p>○事務局 5,000万円以上の工事を指名競争入札で行う場合を想定し、急な事案にも対応できるように基準だけは残している。万が一に備え、業者を何者指名したらいいか分からぬいということがないようにするためである。</p> <p>●委員 基準を残しておかないと運用できないのか。</p>	

○事務局

そう考えている。

●委員

発注見込み金額によって指名業者数に基準があるが、さらにその業者を選ぶのに基準はあるのか。例えば、現在市内業者は建設工事では81者あるが、その中から5者や6者に絞るための基準を教えてほしい。

○事務局

まず、入札参加資格者名簿に載っている全ての業者が全ての工事をできるわけではない。建設工事であれば、建設業法に基づいた29業種の中でどの業種の許可を持っているかによって、施工できる工事が決まる。例えば、土木の許可を持ち、かつ土木一式工事に登録している業者は市内業者81者のうち、35者である。さらに、その工事の発注見込み金額が500万円未満であれば、その金額による基準で、原則的に35者から20者まで絞ることができる。そこから、地域性や実績等を考慮し業者を選考していくわけである。指名に当たっての留意事項は、足利市建設工事及び建設工事関連業務請負業者選定要綱の第9条に記載されており、それらを留意し指名業者を選定している。

●委員

予定価格は事前公表との説明であったが、具体的にいつ公表しているのか。また、予定価格は総額なのか。細かい内訳は公表するのか。

○事務局

指名競争入札であれば、指名通知に記載している。一般競争入札であれば、公告文に記載している。また、予定価格は総額とし、積算の中身の細かい内訳については公表していない。

●委員

落札価格のトータルは前年同期に比べてどうだったのか。

○事務局

建設工事に関しては、前年同期の落札価格の合計は約15億8,200万円だったため、今期は2億円弱の増加である。建設工事関連業務に関しては、前年同期の落札価格の合計は約1億4,900万円だったため、今期は3,000万円の増加である。

(2) 抽出事案の審議

(長壁委員より、抽出理由の説明)

① 足利市多目的グラウンド人工芝舗装工事
(事務局より説明)

●委員

本工事は舗装工事である。変更契約を行い、ラグビーゴールと掲揚ポールを設置したわけだが、これは別の案件として再度入札を行うわけにはいかなかつたのか。

○事務局

ラグビーゴール等を立てるために敷地に基礎を入れておく必要がある。このため別の案件とはせずに、本工事にラグビーゴール等の施設を追加する変更契約をしたものである。

●委員

指名業者の中に最低制限価格を下回った業者がいるが、最低制限価格の算定式は公表されているはずである。なぜこのようなことになったと考えるか。最低制限価格を算出することは不可能だったのか。

○事務局

業者の都合であるため、詳しいことは分からぬが、市が公表している設計図書の情報に、2者択一で迷うような不明瞭な事項があった。具体的には市街化率が含まれるのか否かという記載がなかった。入札を執行するに当たり、質問期間を必ず設けているが、その質問期間後にその業者がこの市街化率に関する質問してきたため、回答しなかつた。それが原因の1つではないかと推測している。ちなみにそれ以降の設計図書は改善を行い、そのようなことがないようしている。

●委員

その後、その業者から苦情はなかつたのか。

○事務局

苦情はなかつた。

●委員

本工事はtotoの補助であると思う。当初、ラグビー場はなく、サッカー場のみということで予定されていたと思うが、補助として変更が生じても大丈夫なのか。

○事務局

問題ない。工事全体が補助の対象になっているわけではな

く、人工芝やナイター照明設置等、補助の対象が決まっている。その他の側溝やネット、フェンス等は補助の対象ではない。

●委員

つまり補助の対象がサッカー場と限定されていないということか。

○事務局

限定されていない。

② 市道大月菅田通り 道路改良工事

(事務局より説明)

●委員

実際に工事が始まる前に近隣の住民には説明をするのか。

○事務局

説明する。

●委員

説明は入札の前に行うのか。

○事務局

住民の方への説明等は受注者と契約した後に行う。設計の段階で今年度の工事範囲を近隣の住民に説明し、用地の協力を得る。その後業者が決定し契約した後に受注者と一緒に挨拶に出向く。

●委員

そうすると、本工事の変更理由である塀のひび割れ等は、入札を行う前に知ることになるのか。

○事務局

今回は、契約後、受注者と一緒に挨拶を行う際に、住民の方からここに塀を作りたいという話を受けた。しかしそれがちょうど工区境にあるため、本工事より先に塀を作ると翌年度その脇を掘らなくてはいけなくなる。そこで協議を行い、ひび割れ等の影響がでないところまで、側溝を延長する設計変更を行ったものである。

●委員

契約後にそういう話が住民の方から出たということは、あらかじめそのような事情を知ることはできなかったということか。

○事務局

そうだ。

	<p>■補足説明</p> <p>一般の堀に関して、基礎の深さは、建築基準法で30センチ以上としなければならないと決まっている。本工事では側溝を90センチ掘るため、堀の基礎よりも深いところにいってしまう。そうすると、ひび割れ等の問題が予想されるため、先に側溝を入れて次に基盤を入れた方が良いという判断になり、本工事の変更に至った。</p> <p>③ 普通河川 松田川支川 災害復旧工事（査定1号） （事務局より説明）</p> <p>●委員</p> <p>本工事は変更を2回行っているが、結果的に減額となったということか。</p> <p>○事務局</p> <p>そうだ。主だったものは設計通りだが、現場を精査した結果、減額となった。</p> <p>④ 袋川横断管調査業務委託 （事務局より説明）</p> <p>●委員</p> <p>汚泥の清掃も落札業者が行うのか。</p> <p>○事務局</p> <p>そうだ。調査時に当たっては事前に管内を綺麗にする必要があるためである。</p> <p>●委員</p> <p>入札結果を見ると紙入札と記載があるが、この業者に何か不備があったのか。</p> <p>○事務局</p> <p>全ての建設工事と建設工事関連業務については、通常、各業者がICカードを持ちパソコンにて入札する、電子入札方式で行っている。このICカードには有効期限があり、これが切れてしまうと入手に2週間ほどかかる。この期間に入札があった場合には紙入札にて対応している。本業者はたまたまこの期間にあたったため、紙入札にて対応したものである。また、パソコンの調子が悪い等の理由でも紙入札にて対応している。</p>
委員会による意見具申又は報告の内容	抽出事案の入札関係の業務は概ね適正に執行されていたと判断できる。